



# 飲酒運転撲滅！MIRAIt アルコール検査システム普及定着を支援 「組合共販商材購入補助金」制度のご案内

先行導入社  
特措版

まちのちから合同事業協同組合では、飲酒運転撲滅に資するアルコール検査支援機構「**Ai-RoliCall**」に関して、JMAF財団が制度化する「組合共販商材購入補助金」支給要件に適合するよう共販を取り纏めており、導入完了時に、初期システム購入費の20%（上限5万）の補助金が支給されます。個別事業者の申請手続は不要で、面倒な手続きはまち協が代行します。（不正防止）

\* 通常、まち協を含む財団認定監理組合所属組合員を対象にしておりますが、早期の導入を決断する事業者30社を限定して員外事業者も利用可能とする特例措置を設けております。

区分	制度利用賦課金	代理申請事務費
財団補助金活用要件	20,000円	5,000円
	* 組合員の利用の場合、初回利用時、制度利用賦課金は免除されます。 (初回時年会費納付猶予を受けた組合員は、次回以降納付を要します)	
	* 支給額からの控除納付につき直接の納付は不要です。	

区分	要覧
適用制度	認定監理組合共販優良商材購入補助金
財団補助金活用資格事業者	JMAF財団の認定監理組合に所属する組合員
財団補助金料率・上限額	対象商材等購入費の20%（上限5万/台）
【重要】活用手続概要	1. 導入指導終了後、下記書類をまち協共販監理局まで郵送下さい。 ① 認定優良商材等購入証明書 ② 振込口座申告書 ③ 組合員資格証明書（先行30社限定で員外事業者可能） 2. 申請期限は、完了証明書発行日より2か月内です。期限経過後は受給できませんので、ご注意ください。 3. 支給申請に関する詳細は、担当局員が指導します。
支給申請について	財団への支給申請は、不正受給防止のため監理団体が代行します。 活用事業者が個別に申請する必要はありません。

JMAF財団認定監理団体（第1904018号）

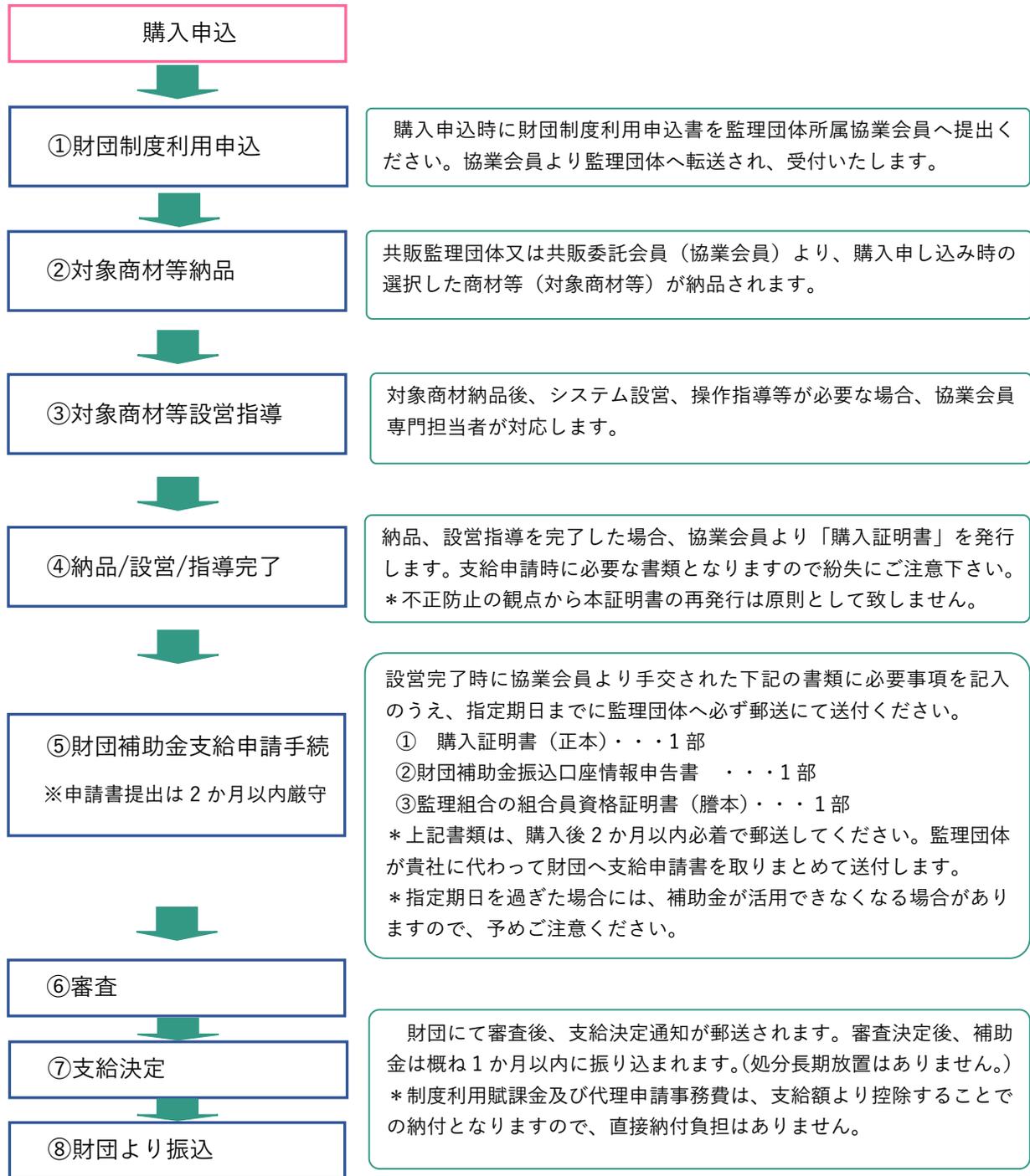


JMAF認定監理団体所属協業会員（認定第（甲類）2204012号）



一般財団法人全国中小企業等協同組合連合財団

## 「認定監理組合共販優良商材等購入補助金」活用の手続き



財団承認申請に関する指定様式は、[連合財団 HP（専用サイト）](#)へ掲載しておりますので、適宜、ダウンロードして活用下さい。

\*財団からの補助金支給、不支給決定、及び振込は、指定期日以降、連合財団において処理します。

\*財団への適合要件承認申請、及び補助金の支給申請は監理団体が代行申請します。

（不正支給防止のため、補助金支給に関する個別企業の申請は不要です。）

●2022年度実施制度は、JMAFのHPで確認下さい。

🔍 JMAF 財団

検索